

保証 だより

2025
Spring Vol.96

保証制度創設・改正のご案内
セーフティネット保証の指定状況
米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口の設置について
中小企業のライフステージに応じた保証制度と経営支援のご案内
経営支援事前協議表をご活用ください
令和6年度中小企業支援推進キャンペーン(年間)について
令和6年度下期中小企業支援推進キャンペーンの結果について
令和7年度中小企業支援推進キャンペーンのお知らせ
令和7年度経営計画
INFORMATION
令和6年度業務概況(令和7年3月)
職員配置図
組織・事務分掌

NAGASAKI GUARANTEE
長崎県信用保証協会



C O N T E N T S

● 保証制度創設・改正のご案内	2
● セーフティネット保証の指定状況	8
● 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口の設置について	8
● 中小企業のライフステージに応じた保証制度と経営支援のご案内	9
● 経営支援事前協議表をご活用ください	11
● 令和6年度中小企業支援推進キャンペーン（年間）について	12
● 令和6年度下期中小企業支援推進キャンペーンの結果について	14
● 令和7年度中小企業支援推進キャンペーンのお知らせ	15
● 令和7年度経営計画	19
● INFORMATION	22
■「1DAY仕事体験」を開催しました	
■「オンライン長崎暮らし相談会」に参加しました	
■「保証制度等に係る勉強会」に参加しました	
■登録免許税軽減措置の税率引き上げ及び適用期限の延長について	
■情報公開（ホームページのご案内）	
■新入職員のご紹介	
● 令和6年度業務概況（令和7年3月）	25
● 職員配置図	33
● 組織・事務分掌	34



私たちは
お客さまとのふれあいを大切にし
信頼に応えます

保証制度創設・改正のご案内

以下の保証制度を創設・改正（創設5、改正27）しました。

【創設】

協会制度	協調支援型特別保証 (略称：協調特別)	金融機関プロパー融資との協調支援	P2
	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） (略称：改善サポ経再)	事業再生	P3
自治体制度	長崎県事業承継特別保証 (略称：県承継特別)	事業承継	P4
	長崎県特定経営承継関連保証 (略称：県特定承継)	事業承継	P5
	長崎市スタートアップ創出促進保証 (略称：長SSS)	経営者保証なし	P6

●協調支援型特別保証【略称：協調特別】（創設日：令和7年3月14日）

中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資することを目的とした保証制度で、金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせた融資を行う場合などにご利用できます。

協調支援型特別保証（略称：協調特別）			
資 格 要 件	次の（１）または（２）のいずれかに該当する中小企業者。 （１）申込金融機関から本制度による保証付融資の実行と原則同時に本保証付融資額の１割以上（融資期間１２か月以上）のプロパー融資を受けること。 （２）申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行うこと。		
保 証 限 度 額	２億８，０００万円 (組合等は４億８，０００万円)	対 象 資 金	運転資金、設備資金
保 証 期 間	一括返済１年以内 分割返済１０年以内 (据置期間は運転資金１年以内、 設備資金および運転設備資金３年以内)	返 済 方 法	一括返済または分割返済
貸 付 利 率	金融機関所定利率	保 証 料 率	資格要件（１）０．２３％～０．９５％ ^(※) 資格要件（２）０．３４％～１．４３％
申 込 先	金融機関	担 保	必要に応じて
保 証 人	必要に応じて		
添 付 書 類	資格要件（１）の場合「申込人資格要件申告書兼誓約書」 資格要件（２）の場合「申込人資格要件申告書兼誓約書」、「経営行動計画書」		

(※) 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率です。

表内の保証料率は令和７年度のもので、令和８年度は０．３０％～１．２７％、令和９年度は資格要件（２）と同じ０．３４％～１．４３％となります。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には０．４５％～１．９０％の料率をもとに所定の条件変更保証料を負担していただく必要があります。

●事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）【略称：改善サポ経再】

（創設日：令和7年3月14日）

早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する保証制度です。

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）（略称：改善サポ経再）			
資 格 要 件	以下に掲げるいずれかの機関・手続きによって作成された計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者。 (1) 中小企業基盤整備機構 (2) 中小企業活性化協議会 (3) 特定認証紛争解決手続 (4) 整理回収機構 (5) 地域経済活性化支援機構 (6) 東日本大震災事業者再生支援機構 (7) 私的整理に関するガイドライン (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドライン (10) 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合 (11) 経営サポート会議 (12) 認定経営革新等支援機関		
保 証 限 度 額	2億8,000万円 (組合等は4億8,000万円)	対 象 資 金	運転資金、設備資金
保 証 期 間	一括返済1年以内 分割返済15年以内 (据置期間3年以内)	返 済 方 法	一括返済または分割返済
貸 付 利 率	金融機関所定利率	保 証 料 率	年0.30% ^(※)
申 込 先	金融機関	担 保	必要に応じて
保 証 人	必要に応じて（経営者保証免除対応確認書を提出した場合は不要）		
添 付 書 類	・事業再生等の計画書 ・経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」		

（※）国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率です。

ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.80%～1.00%（経営者保証免除対応の場合は1.00%～1.20%）の料率をもとに所定の条件変更保証料を負担していただく必要があります。

●長崎県事業承継特別保証【略称：県承継特別】（創設日：令和7年4月1日）

事業承継段階を迎えた事業者における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しない保証制度です。

長崎県事業承継特別保証（略称：県承継特別）			
資 格 要 件	県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の（１）または（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日から３年以内に保証申込を行うものに限ります。 （１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとし ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率（注）が１０倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと （注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）		
保 証 限 度 額	１億円 ^{（※１）}	対 象 資 金	○事業承継予定の方〔上記（１）〕 事業資金（運転資金、設備資金）。保証人（個人に限る）を提供していない既往借入金の返済資金は対象外 ○事業承継実施済みの方〔上記（２）〕 事業資金であって、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金
保 証 期 間	１０年以内（据置期間１年以内）		
貸 付 利 率	年１．６５％	返 済 方 法	分割返済
申 込 先	金融機関	保 証 料 率	年０．０５％～１．５０％ （年０．００％～０．７５％） ^{（※２）}
保 証 人	不要	担 保	必要に応じて
添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料の他、次の（１）から（３）の所定の書面の添付が必要です。 なお、既往借入金を借り換えるときは（４）、既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは（５）、保証料率年０．００％～０．７５％を適用するときは（６）の所定の書面の添付が追加が必要となります。 （１）事業承継計画書 （２）財務要件等確認書 （３）県税の納税証明書（未納がない旨のもの） （４）借換債務等確認書 （５）他行借換依頼書兼確認書 （６）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート		

（※１）保証限度額は、県事業承継、県特定承継と合算して、１億円になります。

（※２）添付書類（６）「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターが満たすと判断したときに適用されます。

●長崎県特定経営承継関連保証【略称：県特定承継】（創設日：令和7年4月1日）

中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じた中小企業の代表者に対し、当該経営の承継に伴い必要とする資金に係る融資について保証する制度です。

（注：通常は保証の対象とならない会社の代表者が特例で対象となる制度です）

長崎県特定経営承継関連保証（略称：県特定承継）			
資 格 要 件	県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次の（１）から（６）のいずれかに該当し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」）の代表者を対象とします。 （１）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること （２）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること （３）認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること （４）認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと （５）認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと （６）その他諸費用が生じたこと		
保 証 限 度 額	１億円 ^{（※）}	対 象 資 金	運転資金、設備資金
保 証 期 間	運転資金１０年以内 設備資金１５年以内 （据置期間はいずれも１年以内）	返 済 方 法	分割返済
貸 付 利 率	年１．６５％	保 証 料 率	一般 年０．００％～１．１２％
申 込 先	金融機関	担 保	必要に応じて
保 証 人	原則として認定中小企業者以外の保証人は不要		
添 付 書 類	・都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写しおよび認定申請の提出書類の写し ・県税の納税証明書（未納がない旨のもの）		

（※）保証限度額は、県事業承継、県承継特別と合算して、１億円になります。

●長崎市スタートアップ創出促進保証【略称：長SSS】（創設日：令和7年5月8日）

長崎市内で新たに事業を開始または会社を設立して5年未満の創業者の方を対象とした、経営者保証を不要とする保証制度です。

長崎市スタートアップ創出促進保証（略称：長SSS）			
資 格 要 件	長崎市内に住所を有し、市税を完納している方で、次のいずれかに該当する創業者。 （1）事業を営んでいない個人であって、2月以内（一部例外あり）に新たに会社を設立し、その会社で事業を開始する具体的計画を有すること （2）事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。 このほか、分社化や事業譲渡に伴い会社を設立した場合なども対象となる可能性があります ※保証申込受付時点において税務申告1期を未終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要。		
保 証 限 度 額	3,500万円 ^(※1)	対 象 資 金	運転資金、設備資金
保 証 期 間	運転資金7年以内 設備資金10年以内 （据置期間はいずれも1年以内） ^(※2)	返 済 方 法	均等分割返済
貸 付 利 率	年1.40%	保 証 料 率	0.20%
申 込 先	金融機関 （推薦書の発行受付機関は下記4機関） 長崎商工会議所、東長崎商工会、 長崎市北部商工会、長崎南商工会	担 保	不要
保 証 人	不要		
添 付 書 類	・長崎市中企業創業資金に係る推薦書（認定特定創業支援等事業創業者は除く） ・創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用） ・認定特定創業支援等事業創業者は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市長の証明書（写） ・市税等の納税証明書（未納がない旨のもの）		

（※1）保証限度額は、他の創業関連保証、再挑戦支援保証およびスタートアップ創出促進保証と合算して、3,500万円になります。

（※2）申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とすることができます。

【改正】

	制度名	変更内容
協会制度	税理士連携保証 (略称：TAG)	取扱期間の延長 令和8年3月31日保証申込受付まで
県制度	長崎県経営安定長期設備資金保証 (略称：県経営安定長期設備)	取扱期間の延長 令和10年3月31日保証申込受付まで
	長崎県事業承継資金保証 (略称：県事業承継)	保証の合算限度額の追加 県承継特別、県特定承継と合算して1億円

複数の自治体制度について、**貸付利率の改正**が行われていますのでご確認ください。

【貸付利率の変更】

制度名	貸付利率の変更	制度名	貸付利率の変更
佐世保緊急	1.20%→1.35% (1.10%→1.25%) ^(※1)	佐危機関連	1.20%→1.35%
佐世保革新	1.30%→1.45%	佐世保小口	1.10%→1.20%
佐世保エコ	1.10%→1.25%	佐世保承継	1.30%→1.45%
対馬創業	1.50%→1.90%	対馬	1.50%→1.90%
壱岐創業	1.50%→1.90%	壱岐	2.00%→2.40%
五島創業	1.50%→1.90%	五島	1.80%→2.20%
五島(業容拡大)	1.50%→1.90%	南島原創業	1.40%→1.80%
雲仙	1.90%→2.30%	波佐見創業	1.40%→1.80%
川棚創業	1.50%→1.90%	川棚	1.50%→1.90%
東彼杵創業	1.50%→1.90%	東彼杵	1.50%→1.90%
佐々創業	1.30%→1.70%	佐々	1.40%→1.80%

(※1) 連鎖倒産防止資金、災害等対策資金の場合

【貸付利率・保証料補助の変更】

制度名	貸付利率の変更	保証料補助の変更
佐世保創業	0.70%→0.80% (※認定特定創業支援等事業創業者の場合0.50%→0.60%)	全額補助 →0.40%補助
佐世保SSS	0.70%→0.80% (※認定特定創業支援等事業創業者の場合0.50%→0.60%)	0.80%補助 →0.40%補助
西海	1.40%→1.80%	全額補助→補助なし

【保証限度額・保証期間・貸付利率の変更】

制度名	保証限度額の変更	保証期間の変更	貸付利率の変更
波佐見	700万円→1,000万円	7年→10年	1.60%→1.90%

セーフティネット保証の指定状況

令和7年4月1日時点のセーフティネット保証の指定状況は下記のとおりです。

- セーフティネット4号：突発的災害（自然災害等） 長崎県内の指定はありません
- セーフティネット5号：業況の悪化している業種 指定業種：553業種

その他のセーフティネット保証の指定状況および最新の情報は中小企業庁のホームページをご確認下さい。

中小企業庁「セーフティネット保証制度」
(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html)



米国自動車関税措置等に伴う 特別相談窓口の設置について

当協会では、米国自動車関税措置等の影響によって経営に支障が生じている、または生じる可能性がある中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、下記のとおり相談窓口を設置しました。

まずはお気軽にご相談ください。

1. 相談窓口名
米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
2. 受付時間
9:00～17:00（土日祝祭日を除く）
3. 相談窓口設置場所
本所保証部 095-822-9171
佐世保支所 0956-23-3295
4. 設置期間
令和7年4月3日 ～ 当面の間

中小企業のライフステージに応じた保証制度と経営支援のご案内

＜中小企業のライフステージに応じた保証と経営支援で、県内の中小企業者の皆さまを応援します＞

制 度 名 (略 称)	起業・創業を支援		経営力の強化・資金繰り支援		
	県創業バックアップ	県 SSS	根・当座	経営力強化	県経営力強化
対 象 者 ・ 要 件	創業者・創業後5年未満の中小企業者	創業者・創業後5年未満の中小企業者 ※経営者保証不要	同一事業の業歴が3年以上で2期以上の決算を行っている等、一定の要件を満たす中小企業者	金融機関や認定経営革新等支援機関のサポートを受けて「事業行動計画書」を策定する中小企業者	
保 証 限 度 額	3,500万円	3,500万円	2億8,000万円	2億8,000万円	5,000万円
貸 付 利 率	1.65%	1.65%	金融機関所定利率	金融機関所定利率	1.10%
保 証 料 率	0.40% ※担保がある場合は0.05%～1.50%	0.60%	0.39%～1.62%	0.45%～1.75%	0.45%～1.20%
融 資 期 間 (据 置)	運転 7年(1年以内) 設備 10年(2年以内)	運転 7年(1年以内) 設備 10年(1年以内)	1年または2年	運転5年(1年以内) 設備7年(1年以内) 保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	運転5年(1年以内) 設備7年(1年以内) 保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

制度の詳細は、保証協会ホームページや「保証利用のご案内」をご確認ください。

＜保証協会は、中小企業の皆さまの抱える様々な経営課題に対して、金融機関や支援機関等

経営課題の一例

現在の経営状況を
把握したい

創業期を
乗り越えたい

集客の強化

販路拡大

生産性向上

収益の改善

事業承継

McSS経営診断 報告書提供サービス (法人が対象)

経営診断システムを活用し、決算実績に基づいた分析結果から、財務面の「強み・弱み」を分かりやすく提供します。

専門家派遣事業(経営安定 経営改善や生産性向上に取り組む のワンポイントアドバイスや経営

創業企業支援 (課題解決) コース

派遣回数目安2回
(1～2か月程度)

経営課題のご相談には金融機関のほか、長崎県内の支援機関

商工会議所・商工会

九州北部税理士会

中小企業団体中央会

長崎県中小企業診断士協会

	事業再生への支援		事業承継への支援		
県経営安定	改善サバ経再	県再生支援	SYOUKEI	県承継特別	県特定承継
売上や利益の減少等が生じている中小企業者	事業再生を実行するために金融支援が必要な中小企業者		事業承継に伴う資金が必要な中小企業者	事業承継時における経営者保証を不要としたい中小企業者	事業承継に伴う資金を代表者個人で調達する必要がある中小企業の代表者
8,000万円	2億8,000万円	5,000万円	2億8,000万円	1億円 (県事業承継、県特定承継と合算して)	1億円 (県事業承継、県承継特別と合算して)
1.95%以内	金融機関所定利率	1.80%以内	金融機関所定利率	1.65%	1.65%
0.45%~1.30%	0.30%	0.40%~0.60%	0.36%~1.52%	0.05%~1.50%	0.00%~1.12%
10年(2年以内)	15年(3年以内)	15年(1年以内)	20年(2年以内)	10年(1年以内)	運転10年(1年以内) 設備15年(1年以内)

と連携しながら課題の解決に向けたサポートを行っています>

特定の経営課題を
解決したい

経営状況の向上に
経営改善計画を策定したい

化支援事業)

中小企業の皆さまに、豊富な知識と経験をもつ外部専門家を派遣して改善計画の策定をサポートします。

経営診断・ 生産性向上支援コース

派遣回数目安3~5回
(2~5か月程度)

経営改善計画 策定支援コース

派遣回数目安3~5回
(4~6か月程度)

経営改善計画 策定費用補助事業

中小企業活性化協議会が受付機関となる下記の事業を利用した計画策定にかかる策定費用の一部を補助します。

<事業名(通称)>

バリューアップ
支援事業

405事業

などと連携してサポートしています

よろず支援拠点

中小企業活性化協議会

事業承継・引継ぎ支援センター

長崎県産業振興財団

(掲載している機関は当協会が事務局を務める「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の加盟機関です)

経営支援事前協議表をご活用ください



円安・物価高の継続や構造的な人手不足など、依然として厳しい状況が続く事業者の方に対して、経営の安定や改善に向けた早めのご支援が出来るように、当協会では金融機関と連携して経営状況の把握に努めています。

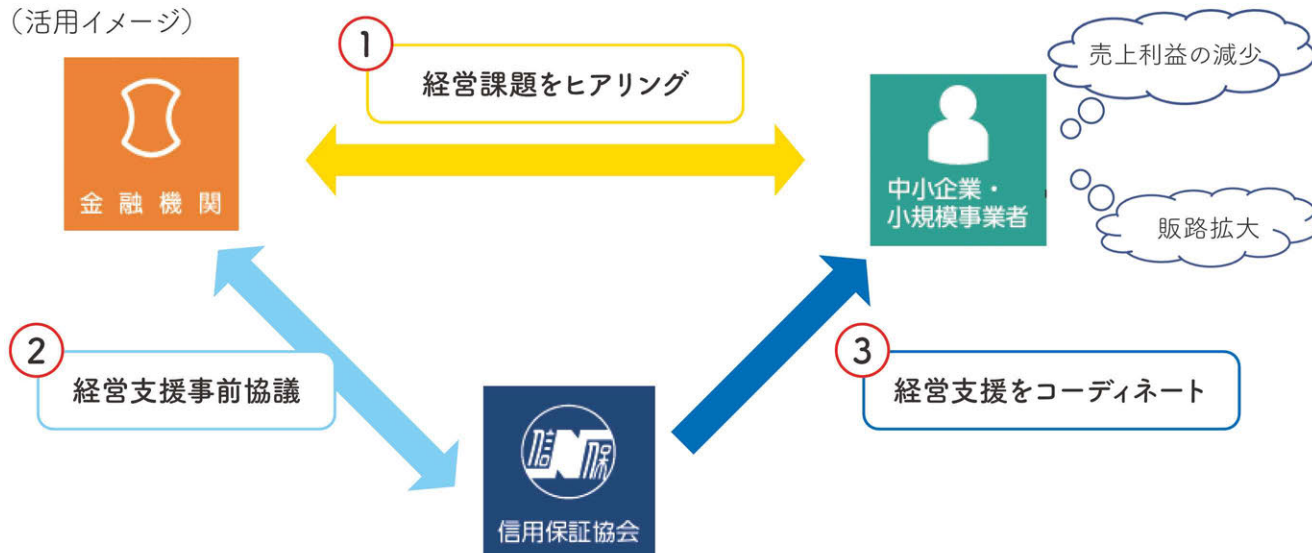
こうした連携をよりいっそう円滑にすることを目的として、金融機関の方にご利用いただいている「経営支援事前協議表」を令和7年4月に改定しました。従来から記載項目を見直し、金融機関から当協会へご相談いただきやすくなっています。

当協会ホームページの金融機関専用ページより様式をダウンロード出来ますので、ぜひご活用ください。なお、P17でご紹介している令和7年度中小企業支援推進キャンペーンの「経営改善支援推進キャンペーン」の集計対象項目となっていますので、併せてお知らせします。

経営支援事前協議表					年 月 日
長崎県信用保証協会 宛					
下記の企業につき、経営支援の事前協議を依頼します。 なお、本事前協議に当たり、個人情報等の取得・提供についての本人の同意を得ています。					金融機関 ※ 支店名 ※ 担当 ※ 連絡先
No	顧客番号	企業名	改善したい点、経営課題等 (該当する事項に☐を付けて下さい。)	経営支援メニュー (検討している事項があれば☐を付けて下さい。)	備考 (改善したい理由等)
1			☐ 売上・販路の拡大 ☐ 経費の見直し・合理化 ☐ 新分野進出・業態転換 ☐ 事業承継 ☐ 人材育成 ☐ IT化 ☐ その他 ()	☐ 専門家派遣 ☐ 計画策定 ☐ 個別課題解決 ☐ 中小企業活性化協議会の紹介 ☐ よろず支援拠点の紹介 ☐ 事業承継・引継ぎ支援センターの紹介 ☐ 魅力発信ながさき商談会の紹介 ☐ その他 ()	
2			☐ 売上・販路の拡大 ☐ 経費の見直し・合理化 ☐ 新分野進出・業態転換 ☐ 事業承継 ☐ 人材育成 ☐ IT化 ☐ その他 ()	☐ 専門家派遣 ☐ 計画策定 ☐ 個別課題解決 ☐ 中小企業活性化協議会の紹介 ☐ よろず支援拠点の紹介 ☐ 事業承継・引継ぎ支援センターの紹介 ☐ 魅力発信ながさき商談会の紹介 ☐ その他 ()	
3			☐ 売上・販路の拡大 ☐ 経費の見直し・合理化 ☐ 新分野進出・業態転換 ☐ 事業承継 ☐ 人材育成 ☐ IT化 ☐ その他 ()	☐ 専門家派遣 ☐ 計画策定 ☐ 個別課題解決 ☐ 中小企業活性化協議会の紹介 ☐ よろず支援拠点の紹介 ☐ 事業承継・引継ぎ支援センターの紹介 ☐ 魅力発信ながさき商談会の紹介 ☐ その他 ()	

※当協会では専門家派遣やその他支援機関と連携した経営支援に取り組んでいます。
※経営支援を検討する際にお気軽にご相談ください。

(活用イメージ)



令和6年度 中小企業支援推進キャンペーン（年間）について



令和6年4月より開催しておりました令和6年度中小企業支援推進キャンペーン（年間）の結果をお知らせします。また、当協会の令和6年度の保証承諾、保証債務残高は下記のとおりとなりました。ご協力いただきました金融機関の皆さまに感謝を申し上げます。

<令和6年度末実績>

		(対前年比)	
保証承諾	(件数)	5,355 件	< 96.8 % >
	(金額)	71,728 百万円	< 94.5 % >
保証債務残高	(件数)	19,873 件	< 96.5 % >
	(金額)	199,301 百万円	< 95.2 % >

金融機関の皆さまのご協力により、伴走支援型特別保証制度の利用終了後（令和6年6月30日）も、同年4月1日に保証限度額を引き上げた長崎県経営安定資金保証制度（5,000万→8,000万円）や、同年12月2日に創設した長崎県経営力強化保証制度を利用していただいたことにより、保証承諾および保証債務残高は令和5年度と遜色のない結果となりました。引き続き中小企業のライフステージに応じた金融支援、経営支援などにご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

<感謝状贈呈店舗>

I. 「経営改善支援」協力店舗

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	思案橋支店
2	十八親和銀行	福江支店
3	十八親和銀行	諫早支店
3	十八親和銀行	時津支店

取扱店舗数	19店舗
対象件数	24件

II. 「経営者保証改革プログラム」推進協力店舗

順位	金融機関	店舗名
1	長崎銀行	本店営業部
2	十八親和銀行	大村支店
3	十八親和銀行	波佐見支店
4	長崎銀行	時津支店
5	長崎銀行	島原支店

取扱店舗数	123店舗
保証件数	393件
保証金額	11,545百万円

Ⅲ. 「小規模事業者支援」協力店舗

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	佐世保本店営業部
2	長崎銀行	佐世保支店
3	十八親和銀行	早岐支店
4	十八親和銀行	思案橋支店
5	十八親和銀行	大宮支店

取扱店舗数	113店舗
保証件数	451件
保証金額	2,038百万円

Ⅳ. 「創業支援」協力店舗

順位	金融機関	店舗名
1	たちばな信用金庫	長崎中央支店
2	九州ひぜん信用金庫	竹松支店
3	十八親和銀行	諫早支店
4	たちばな信用金庫	本店営業部
5	十八親和銀行	早岐支店

取扱店舗数	83店舗
保証件数	254件
保証金額	1,313百万円

Ⅳ. 「新規企業数増加」協力店舗

【保証利用企業数100企業以上】

順位	金融機関	店舗名
1	長崎銀行	本店営業部
2	十八親和銀行	本店営業部
3	十八親和銀行	福江支店
4	たちばな信用金庫	長崎中央支店
5	九州ひぜん信用金庫	大村支店
6	十八親和銀行	佐世保本店営業部
7	十八親和銀行	大村支店
8	たちばな信用金庫	本店営業部
9	長崎銀行	大村支店
10	十八親和銀行	島原支店

取扱店舗数	47店舗
保証件数	231件
保証金額	1,903百万円

【保証利用企業数60企業以上100企業未満】

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	竹松支店
2	長崎銀行	島原支店
3	十八親和銀行	国見支店
4	十八親和銀行	本原支店
5	十八親和銀行	川棚支店
6	たちばな信用金庫	銭座支店
7	長崎銀行	滑石支店
8	九州ひぜん信用金庫	竹松支店
9	九州ひぜん信用金庫	大宮支店
10	九州ひぜん信用金庫	本島支店

取扱店舗数	45店舗
保証件数	136件
保証金額	1,151百万円

【保証利用企業数60企業未満】

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	大瀬戸支店
2	十八親和銀行	小値賀支店
3	十八親和銀行	深堀支店
4	十八親和銀行	吾妻支店
5	長崎銀行	口之津支店
6	長崎三菱信用組合	北支店
7	佐賀共栄銀行	佐世保支店
8	西海みずき信用組合	南支店
9	佐賀銀行	長崎支店
10	長崎銀行	城山支店

取扱店舗数	38店舗
保証件数	79件
保証金額	648百万円

令和6年度

下期中小企業支援推進キャンペーンの結果について



令和6年度下期の中小企業支援推進キャンペーンの結果をお知らせします。

金融機関の皆さまには、今後とも信用保証付融資の推進による金融支援や経営支援など、中小企業の支援推進にご協力いただきますようお願い申し上げるとともに、今回のご協力に心から感謝を申し上げます。

<令和6年度下期（10月～3月）実績>

		(対前年比)	
保証承諾	(件数)	2,262 件	< 87.8 % >
	(金額)	25,941 百万円	< 76.0 % >
保証債務残高	(件数)	19,873 件	< 96.5 % >
	(金額)	199,301 百万円	< 95.2 % >

<感謝状贈呈店舗>

I. ポストコロナ政策保証推進キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	大村支店
2	十八親和銀行	思案橋支店
3	たちばな信用金庫	長崎中央支店
4	長崎銀行	本店営業部
5	十八親和銀行	大村中央支店
6	十八親和銀行	諫早中央支店
7	十八親和銀行	諫早支店
8	十八親和銀行	深江支店
9	長崎銀行	島原支店
10	十八親和銀行	東長崎支店

取扱店舗数	124店舗
保証件数	428件
保証金額	6,311百万円

II. 経営者保証改革プログラム推進キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	大村支店
2	長崎銀行	本店営業部
3	十八親和銀行	時津支店
4	十八親和銀行	有家支店
5	十八親和銀行	住吉支店
6	長崎銀行	時津支店
7	十八親和銀行	富士見町支店
8	十八親和銀行	口之津支店
9	十八親和銀行	宮田町支店
10	長崎銀行	有明支店

取扱店舗数	73店舗
保証件数	126店舗
保証金額	3,845百万円

III. スタートアップ創出促進・創業支援キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	たちばな信用金庫	長崎中央支店
2	十八親和銀行	諫早支店
3	たちばな信用金庫	本店営業部
4	十八親和銀行	浜田町支店
5	九州ひぜん信用金庫	竹松支店

取扱店舗数	61店舗
保証件数	119件
保証金額	609百万円

IV. 小規模事業者支援キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	浜田町支店
2	十八親和銀行	日野支店
3	十八親和銀行	本店営業部
4	長崎銀行	佐世保支店
5	十八親和銀行	早岐支店

取扱店舗数	97店舗
保証件数	227件
保証金額	1,091百万円

令和7年度

中小企業支援推進キャンペーンのお知らせ

1.実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（1年間）

2.実施内容

1年間を通じて、中小企業・小規模事業者の支援推進にご協力をいただいた店舗のうち、特に貢献いただいた成績上位の店舗に感謝状並びに副賞を贈呈します。

<令和6年度中小企業支援推進キャンペーンとの違い>

令和7年度はキャンペーンの集計方法など次の5点を変更しています。

- (1) キャンペーンを年間開催分に集約
- (2) 店舗内店舗を合算しての集計
- (3) 店舗規模に応じた表彰方法の導入
- (4) 特別加算の導入

特に中小企業との調整やフォローアップが必要となる指定した保証制度について、協力いただいた店舗に特別加算を実施

- (5) 「経営支援事前協議表」による協議を集計対象へ追加

早期に事業者の経営状況を把握して必要な支援に繋いでいくために、「経営支援事前協議表」を用いて当協会と経営支援の協議を実施いただいた場合について、集計対象に追加

3.実施項目

下記の(1)から(3)の内容で実施します。

(1) 中小企業支援推進キャンペーン

下記に指定する部門毎の保証制度の保証承諾合計件数上位の店舗を表彰します。

ただし、同数の場合は当該保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

①事業継続・成長応援部門

中小企業の借換需要や事業の維持・成長または改善、承継といった前向きに挑戦する中小企業をサポートするために、金融機関や支援機関と連携して必要な資金需要に対応する各種政策保証の利用促進を目的とするものです。

(対象とする保証制度)

協会制度	経営力強化保証、協調支援型特別保証、 事業再生計画実施関連保証、 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）、 事業承継保証、事業承継特別保証、経営承継関連保証、 経営承継借換関連保証、経営承継準備関連保証、 特定経営承継関連保証、特定経営承継準備関連保証
県制度	長崎県経営力強化保証、長崎県再生支援資金保証、 長崎県事業承継資金保証、長崎県事業承継特別保証、 長崎県特定経営承継関連保証
市町制度	佐世保市中小企業事業承継資金保証



②経営者保証改革プログラム推進部門

個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みを推進するため、経営者保証を不要とする取扱いの周知、利用促進を目的とするものです。

(対象とする保証制度) ※法人の利用に限ります。

財務要件型無保証人保証制度
財務要件型無担保・当座貸越根保証
金融機関連携型を利用して経営者保証を不要とする取扱いによる保証
担保充足型を利用して経営者保証を不要とする取扱いによる保証
「経営者保証免除対応確認書」の取扱いによる保証
事業者選択型経営者保証非提供制度による保証
その他経営者保証を不要とする取扱いによる保証 (ABL、特定社債を含む)

③創業・スタートアップ応援部門

中小企業のスタートアップを含む創業を後押しすべく、創業資金保証の利用促進を目的とするものです。

(対象とする保証制度)

協会制度	創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証
県制度	長崎県創業バックアップ資金保証、長崎県スタートアップ創出促進保証
市町制度	長崎市中小企業創業資金保証、長崎市スタートアップ創出促進保証、 佐世保市中小企業創業資金保証、佐世保市スタートアップ創出促進保証、 諫早市中小企業創業資金保証、大村市中小企業創業資金保証、 平戸市中小企業創業支援資金保証、対馬市中小企業創業資金保証、 壱岐市中小企業創業資金保証、五島市中小企業創業資金保証、 南島原市中小企業創業支援資金保証、 長与町小規模企業創業支援資金保証、 東彼杵町中小企業創業支援資金保証、川棚町創業支援資金保証、 波佐見町創業支援資金保証、佐々町創業支援資金保証 令和7年度 新たに創設される創業資金保証

④小規模事業者応援部門

小規模事業者の資金繰りの安定を図るべく、小口資金保証の利用促進を目的とするものです。

(対象とする保証制度)

協会制度	小口零細企業保証、特別小口保証
県制度	長崎県小規模企業者支援資金保証
市町制度	長崎市小企業振興資金保証、佐世保市中小企業小口事業資金保証、 長与町小規模企業振興資金保証

(2) 新規企業数増加キャンペーン

保証利用のない中小企業に対して、資金需要がある場合に必要とされる金融支援が広く提供されることを目的とするものです。

当協会にとって新規企業（完済後3年以上経過後の再利用及び債務引受後最初の利用を含み、創業支援資金保証利用を除く。）となる一年間の保証承諾合計件数上位の店舗を表彰します。ただし、同数の場合は当該保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

(3) 経営改善支援推進キャンペーン

令和7年度中に当協会が推進する経営安定化支援事業などといった経営改善や生産性向上、またはそれに関連する取り組みについて、金融機関と連携して中小企業の経営改善を図ることを目的とするものです。年間の状況を通して総合的に判断のうえ、表彰店舗を決定します。

(対象とする経営支援の取組例)

- 当協会が実施する専門家派遣事業を紹介(経営安定化支援事業における専門家派遣等を含む。)したもののうち、令和7年度中に派遣を実施かつ完了したもの
- 金融機関による「早期経営改善計画策定支援(通称：バリューアップ支援事業)」を実施したものうち、当協会が計画策定費用補助を行ったもの
- 当協会制定の「経営支援事前協議表」を用いて当協会と経営支援について協議を実施したもの

4. 集計方法

「3.実施項目」の(1)および(2)については、令和7年3月末の保証利用企業数を基に、3つのグループに分け、項目毎に成績上位の店舗を表彰します。グループの基準と表彰店舗数は下表のとおりです。

「3.実施項目」の(3)は、グループを分けずに実施します。

(各グループの基準と表彰店舗数)

グループ名	保証利用企業数の基準(単位：企業)	3.(1)の表彰店舗数	3.(2)の表彰店舗数
第1グループ	140以上	上位5店舗	上位10店舗
第2グループ	80以上140未満	上位3店舗	上位6店舗
第3グループ	80企業未満	上位2店舗	上位4店舗

※各グループの対象店舗は、P18「中小企業支援推進キャンペーングループ別店舗一覧」をご確認ください。

(注意点)

- 店舗の掲載は金融機関支店コード順です。
- 紙面の都合上、第3グループについて保証利用企業数10先未満の営業店は記載を省略していますが、記載のない店舗についても第3グループにおける対象店舗となります。
- 同一住所の店舗は、同一店舗として表記しています。



令和7年度中小企業支援推進キャンペーングループ別店舗一覧

第1グループ（保証利用企業数140先以上）

十八親和銀行	佐世保本店営業部（佐世保中央支店）、大野（大野東・大野中央）支店、卸本町支店、早岐（早岐中央）支店、本店営業部（長崎営業部）、北（大波止）支店、稲佐（旭町）支店、浦上（平和町）支店、城山（富士見町）支店、住吉（住吉中央）支店、滑石（滑石中央）支店、長崎漁港（長崎漁港中央）支店、新大工町（馬町）支店、思案橋（浜町）支店、新戸町（新戸町中央）支店、深堀（深堀中央）支店、東長崎（東長崎中央）支店、時津（時津中央）支店、長与（長与中央）支店、島原（島原中央）支店、大村（大村中央）支店、竹松（竹松中央）支店、川棚（川棚中央）支店、波佐見（波佐見中央）支店、佐世保（佐世保駅前）支店、大塔（日宇）支店、諫早（諫早中央）支店、平戸（平戸中央）支店、貝津（諫早中核団地）支店、松浦（松浦中央）支店、佐々（佐々中央）支店、小浜支店、国見（国見中央）支店、有家（南島原・西有家）支店、新上五島（上五島）支店、口之津（口之津中央）支店、福江（福江中央）支店、壱岐（壱岐中央）支店、対馬（対馬中央）支店
西日本シティ銀行	長崎支店、佐世保支店
長崎銀行	本店営業部、千歳支店、諫早支店、大村支店、佐世保支店
たちばな信用金庫	本店営業部、北支店、多良見支店、南支店、住吉支店、長崎中央支店、島原支店
九州ひぜん信用金庫	佐世保営業部、大村支店

第2グループ（保証利用企業数80先以上140先未満）

十八親和銀行	大宮（大宮中央）支店、浜田町支店、日野（日野中央）支店、相浦支店、浦上駅前（大学病院前）支店、本原（本原中央・昭和町）支店、大瀬戸（大瀬戸中央）支店、大串支店、深江（深江中央）支店、千々石支店、多良見町（多良見中央）支店、諫早駅前（諫早駅前中央）支店、西大村（西大村中央）支店、吉井支店、江迎支店、田平支店、愛野支店、比田勝支店
佐賀銀行	佐世保支店
西日本シティ銀行	諫早支店
長崎銀行	浦上支店、滑石支店、江川支店、長与支店、戸石支店、時津支店、島原支店、口之津支店、有明支店
たちばな信用金庫	高来支店、長与支店、銭座支店、西大村支店
九州ひぜん信用金庫	本島支店、大宮支店、大野支店、相浦支店、早岐支店、竹松支店

第3グループ（保証利用企業数80先未満）

十八親和銀行	宮田町支店、大崎支店、琴海支店、野母（野母中央）支店、吾妻支店、彼杵（東彼杵）支店、飯盛支店、高来支店、生月支店、小値賀支店、宇久支店、湊（島原湊）支店、豊玉支店
福岡銀行	佐世保支店、長崎支店
佐賀銀行	有田支店、長崎支店、相浦支店
北九州銀行	長崎支店
肥後銀行	長崎支店
三菱UFJ銀行	長崎支店
三井住友銀行	長崎法人営業所
長崎銀行	新大工町支店、城山支店、大瀬戸支店
佐賀共栄銀行	佐世保支店
九州ひぜん信用金庫	俵町支店、諫早支店
伊万里信用金庫	松浦支店
長崎三菱信用組合	本店営業部、木鉢支店、深堀支店、浜町支店、北支店、東長崎支店
福江信用組合	本店
西海みずき信用組合	本店、南支店、佐々支店、早岐支店
近畿産業信用組合	長崎支店
商工組合中央金庫	長崎支店、佐世保支店

令和7年度 経営計画

令和6年度においては、社会経済活動の正常化とともに、長崎県内の景気は緩やかに回復しています。一部には物価高の影響はあるものの、個人消費は賃上げや人流の回復を背景として緩やかに増加し、観光も増加が続いています。公共投資は回復していますが、設備投資の増加の動きは一服しています。生産は増加し、雇用、所得環境は緩やかに改善していますが、一部では人手不足感の強まりが続いています。

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）の景況感は、人手不足感の高まりや物価高の影響が続いており、持ち直しの動きに足踏みがみられました。県内の倒産は件数、負債総額ともに前年を上回り、一部の中小企業は業況回復が見られますが、経営基盤が不安定な企業にとっては、人手不足や物価高等の課題を抱えて引き続き厳しい状況が続いています。

上記環境の下、複合的な要因により債務が増大している中小企業や事業発展に前向きに挑戦する中小企業に対して、当協会は公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策を踏まえ、金融機関、中小企業支援機関等と連携し、企業のライフステージに応じたきめ細やかな事業者支援に引き続き取り組む必要があります。そのため、増大した債務の返済負担軽減を図るための借換えを含む資金や事業の維持や成長、収益性や生産性の改善に向けた資金の需要に対して、各種保証制度による資金繰り支援に努めます。加えて、保証から再生支援までの各部門の職員が一丸となり、企業の経営課題解決に向けた提案を行い、経営改善及び事業再生の支援に努め、更に、創業や事業承継、再チャレンジ等の思い切った事業展開への支援、経営者保証ガイドラインの浸透と定着のための周知に引き続き取り組みます。これらの取組により中小企業の持続的発展を積極的に後押しし、地域経済の発展に貢献します。

令和7年度における業務上の基本方針について、以下を主要項目として掲げ、別途、具体的な行動計画を作成し、役職員が一丸となって取り組んでいくこととします。

保証部門

①中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

中小企業の適切な業況の把握に努め、中小企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対し、金融機関と連携しつつ、タイムリーな支援を行います。感染症の影響や物価高等の複合的な要因により増大した債務を抱え、資金繰りに苦しむ中小企業に対しては、金融機関と連携した上で、経営力強化保証、小口零細企業保証等の各政策保証を利用し、借換えを含めた資金繰り支援に取り組みます。また、個々の中小企業の経営状況に応じた支援を実現するため、適切なモニタリングの実施に取り組むほか、引き続き経営支援部門と一丸となり、経営改善に向けた支援に努めます。また、近年増加する突発的な自然災害等により被害を受けた中小企業に対しては、必要に応じて事業再建のための資金繰り支援に積極的に取り組みます。

②企業の持続的発展の支援

設備投資、新事業への進出、収益性や生産性の向上を目的とした資金等に積極的に対応し、前向きに挑戦する中小企業をサポートすることで、企業の持続的発展を支援します。また、各種保証制度の利用状況、金融機関や中小企業の資金ニーズ・要望を把握し、制度の改善・創設等を検討するとともに、地方公共団体への制度創設・改正を提案し、引き続き保証の利便性向上を図ります。

③経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、引き続き、経営者保証ガイドラインの内容を十分に理解し、事業者選択型経営者保証非提供制度の活用等の適切な対応に努めます。また、金融機関からの事前協議や相談、保証申込のほか、M&Aや事業承継等で株主が変更になることを把握した場合においても、経営者保証を不要とする制度



の提案や周知を徹底する等、金融機関と連携し経営者保証を不要とする取組を一層促進していくことで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立の加速化に寄与します。

④金融機関・中小企業支援機関との連携

上記①～③の方策について、金融機関や中小企業支援機関と中小企業支援に対する認識を共有した上で実施する必要があるため、日常的な対話や業務研修会等を通じて、より一層の連携強化を図ります。また、融資・保証における金融機関と連携した協調支援のために、新たに創設された協調支援型特別保証制度の周知に努めます。

期中管理部門・経営支援部門

①中小企業に寄り添ったきめ細やかな経営改善支援

経営支援コーディネーターとしての役割を最大限に発揮するために、引き続き保証部門との連携体制で取り組むとともに、「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の活用により、金融機関や中小企業支援機関等と協調して中小企業の状況把握を行い、必要な金融支援、経営支援に努めます。その上で、経営改善、生産性の向上に取り組む中小企業に対して、金融機関や中小企業支援機関と情報を共有し、専門家派遣事業や補助事業等による、収益力改善支援に取り組むとともに、実施後のフォローアップに努めます。また、金融機関や長崎県中小企業活性化協議会との連携により、中小企業の経営改善、再生支援に積極的に取り組み、中小企業に寄り添った支援に取り組めます。

②中小企業のライフステージに応じた支援

創業期・拡大期・再生期・事業承継期等の中小企業のライフステージに応じた金融支援・経営支援等に取り組めます。これらの支援を効果的に行っていくため、保証部門及び再生支援部門と協力し、国や地方公共団体の施策を踏まえた上で、金融機関や商工会議所・商工会、長崎県中小企

業活性化協議会、長崎県事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関と連携して支援を行います。

③経営支援の定量的な効果検証の指標及び目標値

経営支援の検証に関しては「サポート会議、バンクミーティング、アドバイザー会議」「専門家派遣」を実施した先を対象として、売上高・経常利益の増減、CRDカテゴリ推移を効果検証の指標とします。検証する指標の中で、特に総合的に経営の状況を判定することができる「CRDカテゴリ」について、前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の50%以上となることを目標値とします。

回収部門

①求償権の状況に応じた適切な管理、回収

期中管理における調査及び交渉内容を基に債務者等の現状に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後の初動対応の徹底を図るとともに、求償権の実態把握に努め、適切な管理、回収を行います。

②「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応します。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

③事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ねた上で弁済額を決定する等の措置を講じ、資金繰りを安定させつつ事業継続支援に努めます。また、事業継続し再生局面にある求償権先に対しては、事業内容の把握とともに求償権消滅保証の検討を行い、事業再生計画に基づく求償権放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の

内容を精査し、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、再チャレンジも考慮し適切に対応します。

④管理事務停止、求償権整理の推進

回収見込みについて早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理の推進に努めます。

その他間接部門

①内部管理体制の強化

中小企業の維持発展にしっかりと寄与できるよう、各部門の課題や行動計画を役職員で共有した上で、活発なコミュニケーションによる更なる組織の活性化を図りながら、職員が持つ知識・経験の承継を行い、重点課題に各部門が連携して取り組むことに努めます。加えて、信用保証業務の見直し等の業務環境変化に適切かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を行います。また、自然災害、システム障害その他の緊急事態に対して、事業継続計画（BCP）等に基づき適切に対応するとともに、本所事務所については所在する商工会館において実施予定の耐震診断の結果を踏まえ、適切な対応を検討します。

②コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンスプログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の維持、向上に努めます。

③反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努めます。

④人材の育成及び成長の促進

協会が求められている公共的使命により一層応えられるよう、中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別・課題別研修等の外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図ります。

また、OJTや内部研修のほか、定年年齢引上げ制度の活用による知識・経験の承継、知識習得や能力形成を目的とした中小企業支援機関への出向等により、職員の成長を促進するための機会創出に努めます。

⑤広報活動の充実

前年度に実施した広報のあり方を含めた見直しの結果をもとに、よりわかりやすく、伝わりやすいものを発信し、中小企業の支援に繋がる広報活動の更なる充実に取り組みます。保証協会ホームページや機関紙、金融機関等との情報交換会などを通じて、制度創設・改正、各種支援、補助事業等の情報や取組状況をタイムリーに、わかりやすく提供するとともに、常に活動の見直しを行いながら、中小企業及び金融機関、中小企業支援機関への周知、利便性向上に努めます。これらの広報活動を継続し一層の充実を図るために、職員の広報意識の定着と醸成にも取り組みます。

⑥業務の電子化、電算システム活用の推進

保証利用の利便性向上を図るとともに、協会業務の効率化のため、業務の電子化及び電算システム活用を推進し、全国統一システムとして開発された保証申込関係書類の電子的授受の利用を希望する金融機関に的確に対応します。

⑦電算共同システムの安定運用、リスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画（BCP）や情報セキュリティへの取組を推進します。



「1DAY仕事体験」を開催しました

令和7年1月17日、2月21日に学生の方に当協会へお越しいただき、「1Day 仕事体験」を開催しました。

当協会の概要の説明や当協会職員との座談会のほか、学生同士のグループワークや保証審査の疑似体験などをしていただきました。

参加された方からは、「先輩職員の方々と座談会等、1日で色々な体験ができて、信用保証協会のことについてよく知ることができた。」などの感想をいただきました。



「オンライン長崎暮らし相談会」に参加しました

令和7年1月18日、長崎県主催の「オンライン長崎暮らし相談会」に参加しました。

本相談会には長崎県への移住を考えている方が33組参加され、当協会への相談には移住後に創業を希望されている方が来られました。

「長崎で小売業を始めたい」という相談に対し、創業計画の策定方法などについて説明を行いました。

参加された方からは、「説明がわかりやすく、移住後の生活が具体的にイメージできるようになり、将来創業するのが楽しみになった。」などの感想をいただきました。

「保証制度等に係る勉強会」に参加しました

令和7年2月14日、佐世保商工会議所との「保証制度等に係る勉強会」を実施しました。

本勉強会は、今後の佐世保市中小企業創業資金の普及推進および経営支援力向上を図ることを目的に開催され、同会議所経営指導員5名と当協会職員3名が参加しました。

当協会からは、代位弁済の仕組み、佐世保市スタートアップ創出促進保証および長崎県経営力強化保証について説明を行い、意見交換を行いました。

今後も同会議所と連携し、佐世保市内の中小企業の皆さまをサポートしてまいります。

登録免許税軽減措置の税率引き上げ及び適用期限の延長について

当協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1000分の2(現行:1000分の1.5)に引き上げたうえ、その適用期限が令和10年3月31日までに延長されます。

情報公開(ホームページのご案内)

当協会のホームページでは、各ニーズに合わせた保証制度や経営支援メニューなどのご案内のほか、当協会が発行している広報誌やチラシなどを掲載していますので是非ご覧ください。

① トップページ



<https://cgc-nagasaki.or.jp>



② 保証制度のご案内

各ニーズに合わせた保証制度をご案内しております。

保証制度のご案内



③ 広報誌のご案内

当協会が発行している広報誌やチラシなどについてご案内しております。

広報誌のご案内



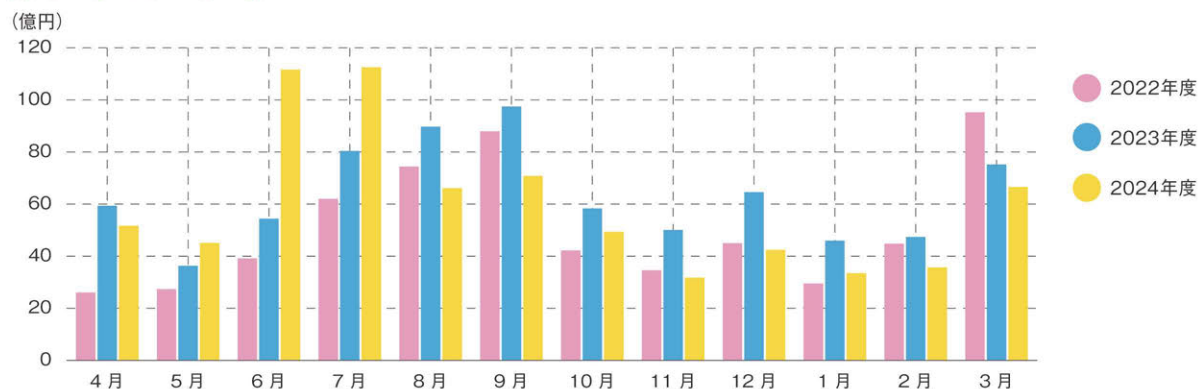
令和6年度 業務概況

(令和7年3月)

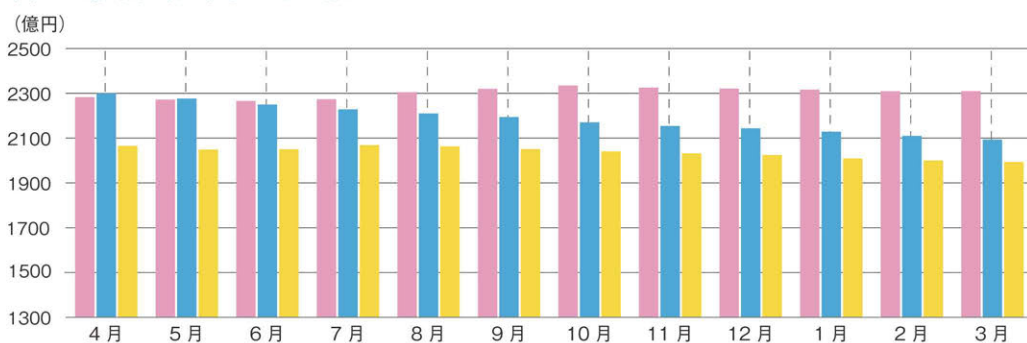
(単位: 千円、%)

	当年度中		
	件数	金額	前年比
保証申込	5,556	75,124,885	96.29
保証承諾	5,355	71,728,613	94.48
保証債務残高	19,873	199,301,449	95.22
代位弁済	212	1,735,529	100.38

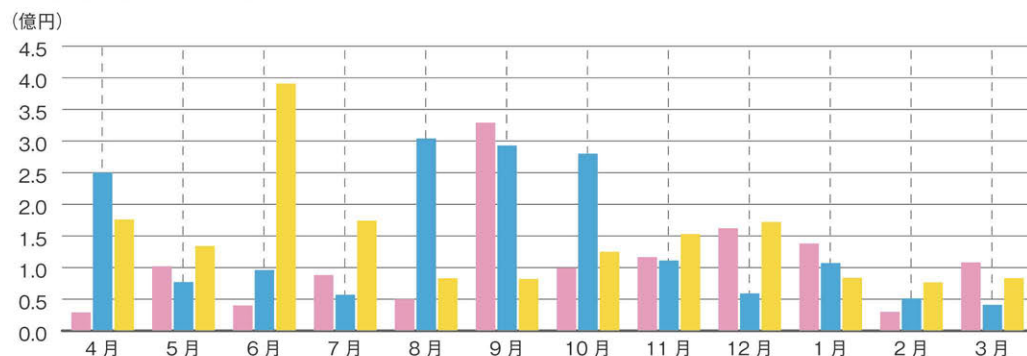
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移





金融機関別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						金融機関	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
361	5,434,846	3,721	52,046,878	98.42	72.56	十 八 親 和 銀 行	12,940	136,295,476	94.11	68.39	131	1,214,958	101.44	70.01
		25	1,040,278	212.78	1.45	福 岡 銀 行	134	3,450,808	94.64	1.73	4	57,216	*	3.30
3	30,000	33	528,010	51.07	0.74	佐 賀 銀 行	256	3,329,274	94.27	1.67				
1	25,000	4	125,000	24.58	0.17	北 九 州 銀 行	71	1,780,786	84.08	0.89	2	18,311	72.85	1.06
1	3,000	3	48,000	184.62	0.07	肥 後 銀 行	18	183,411	66.41	0.09	1	5,009	189.13	0.29
3	16,000	54	890,460	69.51	1.24	西 日 本 シ テ ィ 銀 行	400	4,942,103	86.96	2.48	5	74,153	103.02	4.27
369	5,508,846	3,840	54,678,626	97.26	76.23	【 地 方 銀 行 計 】	13,819	149,981,856	93.69	75.25	143	1,369,647	105.24	78.92
		2	32,000	51.61	0.04	三 菱 U F J 銀 行	20	368,787	70.10	0.19				
						み ず ほ 銀 行	4	170,941	86.93	0.09				
						三 井 住 友 銀 行	15	645,682	68.75	0.32				
0	0	2	32,000	49.86	0.04	【 都 市 銀 行 計 】	39	1,185,410	71.33	0.59	0	0	*	0.00
62	727,190	622	8,666,930	73.86	12.08	長 崎 銀 行	2,326	23,678,875	104.28	11.88	23	118,873	41.62	6.85
1	1,000	19	194,150	136.82	0.27	佐 賀 共 栄 銀 行	47	396,952	121.56	0.20	3	24,095	531.23	1.39
63	728,190	641	8,861,080	74.61	12.35	【 第 二 地 銀 協 盟 行 計 】	2,373	24,075,827	104.52	12.08	26	142,968	49.28	8.24
34	311,750	502	4,987,701	116.31	6.95	た ち ば な 信 用 金 庫	1,959	13,222,016	99.90	6.63	17	99,991	214.72	5.76
11	76,705	279	2,460,904	92.79	3.43	九 州 ひ ぜん 信 用 金 庫	1,106	6,975,326	99.12	3.50	10	38,015	65.50	2.19
		6	30,320	63.83	0.04	伊 万 里 信 用 金 庫	84	385,048	70.93	0.19	4	9,557	60.13	0.55
45	388,455	787	7,478,925	107.03	10.43	【 信 用 金 庫 計 】	3,149	20,582,389	98.88	10.33	31	147,563	122.46	8.50
2	9,440	31	243,712	87.26	0.34	長 崎 三 菱 信 用 組 合	166	1,064,703	93.34	0.53	4	10,692	*	0.62
		5	28,248	56.44	0.04	福 江 信 用 組 合	57	327,501	82.60	0.16	1	3,471	*	0.20
						長 崎 県 医 師 信 用 組 合	3	33,585	85.88	0.02				
2	14,500	33	212,350	100.30	0.30	西 海 み ず き 信 用 組 合	164	1,001,800	101.83	0.50	3	32,517	*	1.87
2	7,300	8	57,800	36.72	0.08	近 畿 産 業 信 用 組 合	30	359,401	109.25	0.18				
6	31,240	77	542,110	77.62	0.76	【 信 用 協 同 組 合 計 】	420	2,786,990	96.47	1.40	8	46,680	342.73	2.69
		8	135,872	184.82	0.19	商 工 組 合 中 央 金 庫	72	631,650	81.94	0.32	4	28,672	896.05	1.65
0	0	8	135,872	184.82	0.19	【 商 工 組 合 中 央 金 庫 計 】	72	631,650	81.94	0.32	4	28,672	896.05	1.65
						九州信用漁業協同組合連合会	1	57,326	94.46	0.03				
0	0	0	0	*	0.00	【 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 計 】	1	57,326	94.46	0.03	0	0	*	0.00
483	6,656,731	5,355	71,728,613	94.48	100.00	合 計	19,873	199,301,449	95.22	100.00	212	1,735,529	100.38	100.00

*前年実績なし

地区別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						地 区	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
147	1,982,390	1,711	22,818,630	92.95	31.90	長 崎 市	6,161	63,868,197	95.79	32.08	73	556,486	97.09	32.06
82	861,690	871	11,569,991	90.23	16.18	佐 世 保 市	3,597	35,321,784	92.67	17.74	46	312,358	58.76	18.00
25	466,150	211	3,265,060	88.27	4.56	島 原 市	777	8,692,174	99.02	4.37	6	30,467	21.85	1.76
48	744,186	562	7,952,308	87.37	11.12	諫 早 市	2,317	23,168,792	93.28	11.64	12	61,772	32.61	3.56
46	666,365	456	6,365,933	123.67	8.90	大 村 市	1,482	15,346,040	102.39	7.71	15	152,780	159.01	8.80
8	99,000	92	1,121,380	89.32	1.57	平 戸 市	409	3,314,713	90.07	1.66	4	37,621	*	2.17
4	66,000	52	524,020	65.35	0.73	松 浦 市	253	2,175,213	88.35	1.09	7	15,213	95.72	0.88
7	64,500	119	1,457,369	64.94	2.04	対 馬 市	398	4,579,518	93.21	2.30	3	27,908	48.11	1.61
11	356,900	133	2,056,670	121.26	2.88	壱 岐 市	327	4,028,651	98.12	2.02	3	79,951	3076.08	4.61
10	118,970	132	1,403,563	72.17	1.96	五 島 市	516	3,597,987	93.33	1.81	5	8,567	612.46	0.49
16	180,200	134	1,321,117	112.89	1.85	西 海 市	387	3,393,280	97.22	1.70				
14	161,050	178	2,136,516	101.06	2.99	雲 仙 市	669	8,154,831	94.15	4.10	14	179,395	3633.09	10.34
19	280,000	210	3,073,118	96.07	4.30	南 島 原 市	710	7,603,151	98.82	3.82	6	39,579	135.07	2.28
437	6,047,401	4,861	65,065,674	93.29	90.96	【 市 計 】	18,003	183,244,331	95.31	92.04	194	1,502,098	91.16	86.55
5	57,000	106	1,370,789	96.48	1.92	長 与 町	427	3,365,045	94.26	1.69	5	45,484	522.06	2.62
16	258,200	143	2,190,863	105.20	3.06	時 津 町	465	4,968,132	96.74	2.50	5	17,322	33.86	1.00
21	315,200	249	3,561,652	101.66	4.98	【西彼杵郡計】	892	8,333,177	95.72	4.19	10	62,806	104.91	3.62
3	49,730	29	373,164	85.25	0.52	東 彼 杵 町	99	881,383	85.79	0.44	2	107,664	*	6.20
4	61,700	38	389,250	183.23	0.54	川 棚 町	163	998,754	87.72	0.50				
8	57,000	76	1,238,380	140.22	1.73	波 佐 見 町	298	2,651,231	95.34	1.33	3	44,370	220.35	2.56
15	168,430	143	2,000,794	130.49	2.80	【東彼杵郡計】	560	4,531,368	91.60	2.28	5	152,034	755.02	8.76
1	10,000	12	63,300	221.33	0.09	小 値 賀 町	42	139,855	98.67	0.07				
4	51,200	43	478,600	80.03	0.67	佐 々 町	205	1,568,900	90.97	0.79	1	6,699	*	0.39
5	61,200	55	541,900	86.48	0.76	【北松浦郡計】	247	1,708,755	91.55	0.86	1	6,699	*	0.39
5	64,500	47	558,593	109.16	0.78	新 上 五 島 町	171	1,483,818	96.80	0.75	2	11,893	1027.16	0.69
5	64,500	47	558,593	109.16	0.78	【南松浦郡計】	171	1,483,818	96.80	0.75	2	11,893	1027.16	0.69
46	609,330	494	6,662,939	107.90	9.29	【 郡 計 】	1,870	16,057,118	94.17	8.06	18	233,431	287.62	13.45
483	6,656,731	5,355	71,728,613	94.48	100.00	合 計	19,873	199,301,449	95.22	100.00	212	1,735,529	100.38	100.00

*前年実績なし



制度別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
31	422,905	384	5,209,643	124.35	7.26	一 般	936	9,191,862	95.08	4.61	10	123,774	105.91	7.13
		4	33,000	124.53	0.05	創 業 関 連 保 証	33	82,911	109.64	0.04				
						再 チ ャ レ ン ジ			*					
						S S S 保 証			*					
		2	7,000	*	0.01	国 補 助 選 択 型	1	5,000	*	0.00				
						特 小			*					
		1	2,000	40.00	0.00	全 国 小 口	10	29,932	72.70	0.02				
3	35,500	46	583,500	75.00	0.81	根 ・ 割 引	58	699,000	78.32	0.35				
2	13,000	53	954,900	83.98	1.33	根 ・ 当 座	101	1,908,900	86.30	0.96	1	9,903	*	0.57
1	150,000	16	960,000	73.62	1.34	根 当 座・財 務 型	34	2,034,000	120.43	1.02				
15	475,000	139	3,251,500	116.08	4.53	エ ク セ レ ン ト	238	5,545,500	100.44	2.78				
4	22,000	58	288,000	66.06	0.40	根 ・ カ ー ド	151	699,022	87.04	0.35				
6	27,000	70	289,000	95.70	0.40	わ く わ く 7 0 0	139	541,000	90.39	0.27				
16	31,800	64	106,600	92.53	0.15	わ く わ く ミ ニ	121	209,161	97.37	0.10	1	2,021	59.18	0.12
		2	224,000	112.00	0.31	特 定 社 債	19	1,054,400	81.14	0.53				
		1	40,000	10.64	0.06	特 定 社 債・貢 献	36	1,349,840	75.93	0.68				
		5	213,600	85.85	0.30	A B L 保 証	5	213,600	85.85	0.11				
						経 営 安 定	27	250,244	72.67	0.13	4	37,623	829.48	2.17
						借 換 保 証	3	7,791	93.52	0.00				
－	－	－	－	－		* 伴 走 特 別	4	81,429	86.21	0.04				
1	70,000	2	150,000	*	0.21	*改善サポート(感染)	9	417,733	110.58	0.21	1	14,834	*	0.85
						改 善 サ ポ ー ト	15	258,172	81.17	0.13				
－	－	－	－	－		* 経 営 力 強 化	13	216,927	67.51	0.11				
						経 営 力 向 上 関 連			*					
5	61,300	62	831,510	71.79	1.16	マ ル 優 長 期	328	3,846,458	95.71	1.93	1	26,750	122.63	1.54
1	40,000	9	157,392	103.55	0.22	財務要件型無保証人	12	207,120	111.72	0.10				
		8	224,200	64.24	0.31	事業性評価みらい	49	1,523,550	89.85	0.76				
		1	50,000	625.00	0.07	S Y O U K E I	5	124,557	87.91	0.06				
		1	8,600	18.70	0.01	特 定 承 継	7	82,074	99.56	0.04				
		2	73,877	*	0.10	承 継 特 別	4	106,654	261.16	0.05				
9	164,500	81	1,623,600	109.67	2.26	タ ン カ ッ G O	75	1,544,600	101.86	0.78				
						長 期 経 営	4	41,451	73.71	0.02				
						エ ネ ル ギ ー	3	18,336	85.65	0.01				
55	910,900	908	14,982,140	87.49	20.89	J S パ ー ト ナ ー	905	14,951,040	88.28	7.50	3	11,412	380.09	0.66

制度の*は廃止制度、前年比の*は前年実績なし

(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
－	－	－	－	－		* J S	53	147,791	44.91	0.07				
1	24,000	39	367,800	*	0.51	N B S D G s	37	302,340	*	0.15				
－	－	－	－	－		* 全 力 応 援 保 証	671	3,977,758	63.34	2.00	2	10,009	74.44	0.58
		1	5,000	13.16	0.01	し ん き ん サ ポ ー ト	17	80,153	80.37	0.04				
		4	44,000	314.29	0.06	税 理 士 連 携 T A G	4	44,000	314.29	0.02				
－	－	－	－	－		* 環 境 保 全	38	194,386	73.81	0.10				
－	－	－	－	－		* バ ー ト ナ ー	4	26,603	74.85	0.01				
－	－	－	－	－		* 長 期 安 定	7	32,257	67.14	0.02				
－	－	－	－	－		* 全 国 緊 急	3	126,903	95.42	0.06				
－	－	－	－	－		* 安 定 特 別	2	31,463	99.62	0.02				
150	2,447,905	1,963	30,680,862	95.02	42.77	【 協 会 制 度 計 】	4,181	52,205,919	89.33	26.19	23	236,325	135.95	13.62
4	32,700	75	406,370	146.65	0.57	県バックアップ・創業	283	928,156	115.66	0.47	1	2,438	4.21	0.14
		6	55,000	40.80	0.08	県バックアップ・一般	46	346,486	98.02	0.17				
－	－	－	－	－		*県バックアップ・創業等	1	1,662	53.57	0.00				
1	2,000	3	6,350	*	0.01	県 S S S 保 証	3	5,612	*	0.00				
18	69,100	254	962,427	116.86	1.34	県 小 口	655	1,743,400	129.66	0.87	12	25,898	218.83	1.49
						県小口(商工推薦)			*					
54	829,896	369	4,601,576	371.42	6.42	県 経 営 安 定	903	6,187,233	162.88	3.10	11	50,576	40.37	2.91
17	178,140	223	1,719,620	108.69	2.40	県経営安定(短期)	100	802,767	83.07	0.40	3	19,647	89.40	1.13
6	214,300	58	1,198,730	310.63	1.67	県経営安定(長期設備)	237	3,280,037	112.06	1.65	1	73,100	*	4.21
17	215,550	223	1,651,945	167.69	2.30	県 地 域 産 業 支 援	662	3,019,115	120.43	1.51	4	12,893	299.92	0.74
2	97,000	17	452,300	200.45	0.63	県事業性評価(経安・地域)	58	1,030,466	135.95	0.52				
6	35,500	122	1,048,950	81.46	1.46	県タンカツGO(経安)	122	1,056,470	82.74	0.53	1	992	*	0.06
						県緊急支援(倒産)			*					
－	－	2	35,000	1.26	0.05	*県緊急支援(コロナ)	1,682	17,830,945	75.14	8.95	43	516,020	107.52	29.73
－	－	－	－	－		*県緊急支援(原油)	5	42,482	44.86	0.02				
－	－	－	－	－		*県緊急支援(韓国)	4	16,442	47.03	0.01				
－	－	－	－	－		*県緊急支援(熊本)	2	10,253	21.33	0.01	1	29,782	*	1.72
						県 組 合 振 興			*					
105	1,834,060	200	3,110,490	*	4.34	県 経 営 力 強 化	141	2,046,452	*	1.03				
－	－	－	－	－		* 県 経 営 力 強 化	6	88,676	80.60	0.04				
		1	50,000	172.41	0.07	県 地 方 創 生	30	983,294	93.42	0.49				
		5	166,400	*	0.23	県 事 業 承 継	8	169,193	806.14	0.08				
－	－	1	9,272	*	0.01	*県再生支援(感染)	1	8,632	*	0.00				
－	－	1,021	21,049,484	69.37	29.35	* 県 伴 走 特 別	2,530	49,714,686	152.54	24.94	16	155,632	*	8.97



(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
－	－	－	－	－		*県危機関連（コロナ）	94	2,392,627	79.58	1.20	8	139,400	74.73	8.03
－	－	－	－	－		* 県 コ ロ ナ	4,990	43,799,001	67.96	21.98	53	364,580	63.06	21.01
－	－	－	－	－		* 県 所 得 向 上	27	109,111	82.28	0.05				
－	－	－	－	－		* 県 緊 急	16	121,404	79.39	0.06	2	15,967	261.21	0.92
－	－	－	－	－		* 県 ビ ジ ョ ン	1	283	94.33	0.00				
230	3,508,246	2,580	36,523,913	91.08	50.92	【 県 制 度 計 】	12,607	135,734,884	96.84	68.11	156	1,406,925	95.31	81.07
4	14,500	48	255,308	85.74	0.36	長 創 業	245	957,014	105.60	0.48	4	3,556	26.31	0.20
－	－	－	－	－		* 長 支 援 創 業	1	368	27.46	0.00				
		7	19,650	62.18	0.03	長 小	42	52,213	87.38	0.03				
		2	20,000	66.67	0.03	長 短 期	1	10,000	55.56	0.01				
		1	10,000	*	0.01	長 経 営 安 定	10	27,991	109.71	0.01				
		2	18,000	70.87	0.03	長 タ ン カ ツ G O	2	18,000	83.72	0.01				
		9	37,952	308.30	0.05	長 崎 エ コ 資 金	21	51,187	275.39	0.03				
						長いきいき企業者支援	1	19,256	96.28	0.01				
						長いきいき環境整備			*					
						長 倒 産			*					
						長 災 害 復 旧			*					
－	－	－	－	－		*長危機関連（コロナ）	1	280	66.04	0.00				
－	－	－	－	－		*長災害復旧（コロナ）	4	5,510	58.48	0.00				
		1	9,000	94.74	0.01	佐 世 保 創 業	23	85,438	93.19	0.04				
5	26,000	51	222,520	88.59	0.31	佐 世 保 支 援 創 業	220	760,723	102.35	0.38	3	5,177	30.69	0.30
						佐 世 保 S S S			*					
30	245,020	180	1,026,210	159.29	1.43	佐 世 保 小 口	533	1,803,149	123.69	0.90	6	18,820	1542.61	1.08
		3	53,000	*	0.07	佐 世 保 緊 急	17	172,244	80.67	0.09	2	15,523	358.00	0.89
－	－	－	－	－		*佐世保緊急H21特例	6	26,946	68.27	0.01	1	10,582	*	0.61
17	150,730	76	503,290	*	0.70	佐 世 保 革 新	215	1,123,985	*	0.56	2	7,730	*	0.45
						佐 世 保 エ コ	1	790	62.80	0.00				
						佐世保危機対策			*					
						佐 世 保 承 継	1	9,813	83.04	0.00				
3	19,200	31	184,100	137.90	0.26	諫 早 創 業	122	394,363	137.61	0.20	1	4,423	230.87	0.25
5	30,000	81	530,610	148.43	0.74	諫 早	342	1,326,599	106.11	0.67	1	4,096	*	0.24
－	－	－	－	－		* 諫 早 ・ コ ロ ナ	113	877,492	70.15	0.44				
		26	113,630	148.75	0.16	大 村 創 業	108	320,954	107.98	0.16	2	4,816	406.74	0.28
13	70,460	90	555,440	259.54	0.77	大 村	223	750,951	143.33	0.38	3	6,058	59.55	0.35
						大 村 災 害			*					

(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
－	－	－	－	－		* 大 村・コ ロ ナ	33	272,179	69.72	0.14				
		2	6,800	170.00	0.01	平 戸 創 業	11	20,380	110.36	0.01				
4	29,000	40	253,330	110.64	0.35	平 戸	151	635,495	105.88	0.32	1	1,212	*	0.07
		2	6,000	173.91	0.01	対 馬 創 業	9	16,571	104.88	0.01				
						対 馬 業 容 拡 大	2	2,600	40.59	0.00				
						対 馬	3	4,589	64.66	0.00				
						壱 岐 創 業	4	9,016	80.33	0.00				
						壱 岐			*					
		2	3,000	39.95	0.00	五 島 創 業	13	21,946	62.66	0.01				
						五 島 業 容 拡 大	3	4,347	69.20	0.00				
3	16,970	39	165,758	49.68	0.23	五 島	235	654,865	99.15	0.33	5	8,567	*	0.49
4	13,500	28	101,730	269.20	0.14	島 原	50	127,128	238.26	0.06	1	512	*	0.03
						松 浦	3	720	21.80	0.00	1	1,208	*	0.07
9	61,500	52	291,840	143.52	0.41	西 海	149	484,915	119.55	0.24				
						雲 仙	1	52	26.53	0.00				
						南 島 原 創 業	1	2,275	52.24	0.00				
97	676,880	773	4,387,168	129.00	6.12	【 市 制 度 計 】	2,920	11,052,343	106.07	5.55	33	92,279	122.87	5.32
		1	3,000	*	0.00	長 与 創 業	3	4,801	143.36	0.00				
1	4,000	9	27,700	172.05	0.04	長 与	20	37,727	130.24	0.02				
						東 彼 杵 創 業	3	1,990	62.27	0.00				
		1	1,600	20.00	0.00	東 彼 杵	16	17,627	68.78	0.01				
						川 棚 創 業	7	11,205	80.82	0.01				
3	11,700	11	44,200	81.04	0.06	川 棚	44	97,693	107.88	0.05				
		1	4,500	34.62	0.01	波 佐 見 創 業	11	27,387	96.10	0.01				
2	8,000	9	27,020	162.67	0.04	波 佐 見	30	50,219	94.87	0.03				
		1	4,000	*	0.01	佐 々 創 業	5	8,709	138.66	0.00				
		6	24,650	140.06	0.03	佐 々	26	50,946	140.35	0.03				
6	23,700	39	136,670	104.45	0.19	【 町 制 度 計 】	165	308,303	106.47	0.15			*	
483	6,656,731	5,355	71,728,613	94.48	100.00	合 計	19,873	199,301,449	95.22	100.00	212	1,735,529	100.38	100.00



業種別保証・代位弁済状況

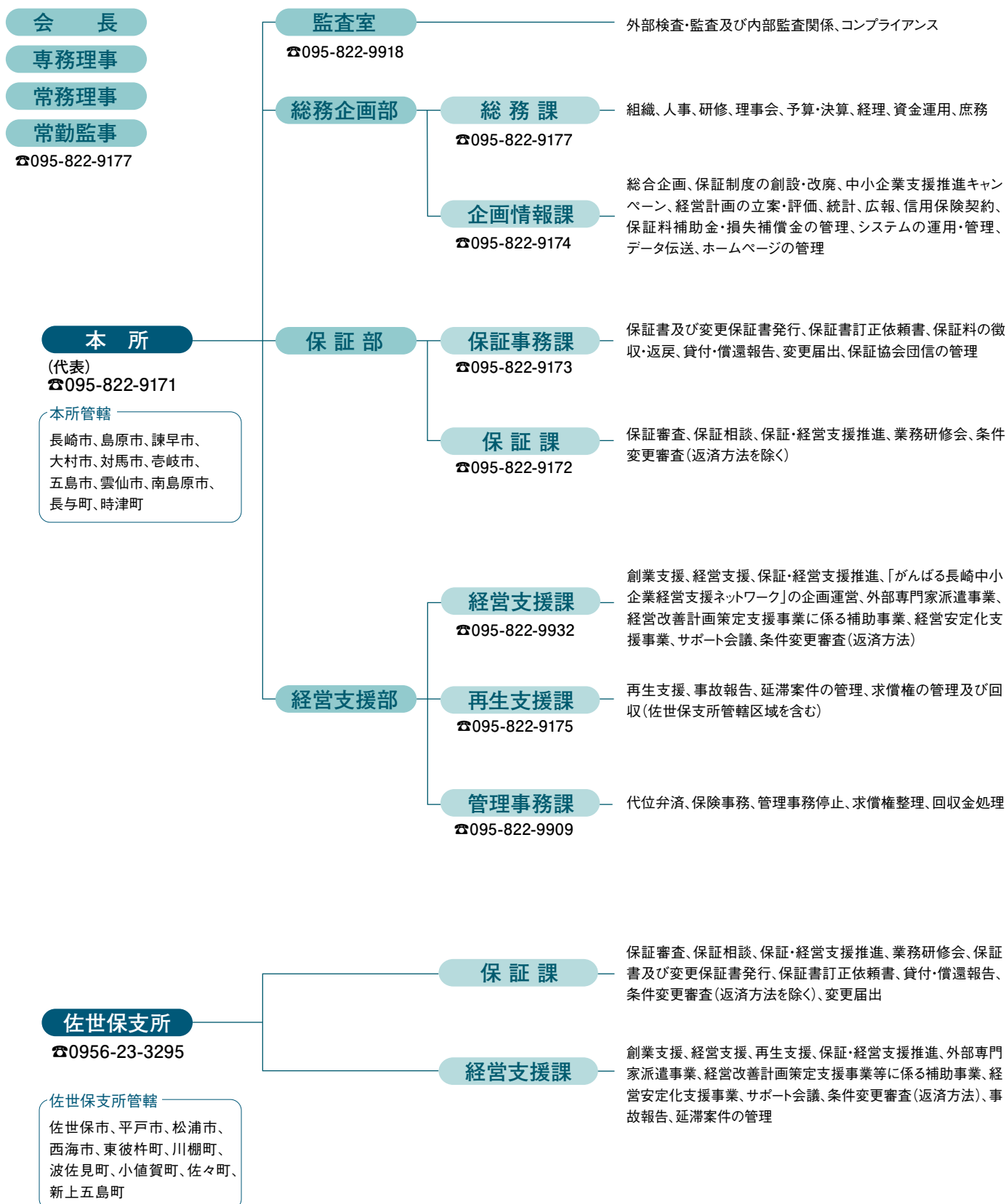
(単位:千円、%)

保証承諾						業 種	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
11	196,000	168	2,707,127	117.27	3.77	食 料 品 製 造 業	630	8,358,880	97.02	4.19	9	144,348	62.83	8.32
1	3,000	28	425,104	129.10	0.59	飲料・たばこ・飼料製造業	69	927,310	103.08	0.47				
3	67,500	21	244,900	66.73	0.34	織 維 工 業	91	1,124,409	92.05	0.56	1	24,675	1386.26	1.42
		8	132,500	92.07	0.18	木 材 木 製 品 製 造 業	35	420,266	96.79	0.21				
2	6,000	17	136,300	100.37	0.19	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	46	300,309	89.24	0.15				
		5	69,000	40.59	0.10	パルプ・紙・紙加工品製造業	16	300,465	96.25	0.15				
2	32,000	29	509,557	193.60	0.71	印 刷 ・ 同 関 連 業	88	1,072,886	98.93	0.54	3	44,931	*	2.59
		5	56,500	102.73	0.08	化 学 工 業	10	77,202	89.29	0.04				
		1	45,000	*	0.06	石油製品・石炭製品製造業	2	72,308	108.83	0.04				
1	7,000	7	189,400	94.70	0.26	プラスチック製品製造業	23	456,548	95.49	0.23				
		7	127,000	160.15	0.18	ゴ ム 製 品 製 造 業	11	129,408	105.90	0.06				
						なめし革・同製品・毛皮製造	3	5,770	83.89	0.00				
4	66,100	24	477,356	79.42	0.67	窯業・土石製品製造業	132	1,806,278	88.08	0.91	2	12,639	*	0.73
2	63,000	4	153,000	109.29	0.21	鉄 鋼 業	15	393,517	107.70	0.20				
						非 鉄 金 属 製 造 業	3	19,908	85.71	0.01				
9	173,000	93	1,485,235	67.79	2.07	金 属 製 品 製 造 業	331	4,855,703	96.59	2.44	2	6,962	14.35	0.40
4	100,000	14	315,300	188.80	0.44	はん用機械器具製造業	49	811,822	100.18	0.41				
1	20,000	13	392,400	99.85	0.55	生産用機械器具製造業	41	870,739	103.94	0.44				
		4	42,000	89.36	0.06	業務用機械器具製造業	15	159,214	82.63	0.08				
		2	5,000	*	0.01	電子・デバイス・回路製造業	9	205,041	86.44	0.10				
1	1,000	10	148,500	65.85	0.21	電気機械器具製造業	54	689,704	83.33	0.35				
1	9,000	17	396,973	149.58	0.55	輸送用機械器具製造業	49	953,442	80.41	0.48				
1	8,000	30	238,054	76.86	0.33	そ の 他 の 製 造 業	109	735,534	93.33	0.37				
43	751,600	507	8,296,206	98.75	11.57	製 造 業 計	1,831	24,746,660	95.14	12.42	17	233,556	62.91	13.46
1	1,500	11	105,850	135.05	0.15	農 林 漁 業	50	359,958	100.09	0.18				
1	30,000	7	174,000	43.75	0.24	鉱 業	39	960,407	89.08	0.48				
143	2,114,300	1,568	21,796,782	94.48	30.39	建 設 業	4,848	49,761,772	95.88	24.97	28	124,930	71.20	7.20
2	3,300	42	424,980	97.71	0.59	情 報 通 信 業	130	1,139,690	94.30	0.57	1	2,338	158.43	0.13
13	399,900	154	3,718,948	93.61	5.18	運 輸 業	596	11,287,165	93.08	5.66	12	257,883	168.55	14.86
38	733,760	508	9,171,172	95.36	12.79	卸 売 業	1,710	23,667,987	94.08	11.88	34	422,539	359.82	24.35
76	889,545	783	9,220,173	91.51	12.85	小 売 業	2,987	26,743,803	95.67	13.42	36	221,713	61.67	12.77
18	135,490	206	3,043,083	90.31	4.24	不 動 産 業	971	8,613,133	95.66	4.32				
35	330,140	439	3,717,916	90.17	5.18	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	2,141	15,681,581	91.31	7.87	57	365,739	127.66	21.07
37	591,766	366	4,592,426	101.72	6.40	医 療 、 福 祉 業	1,361	12,974,910	99.89	6.51	7	37,984	49.40	2.19
7	119,300	38	654,940	102.17	0.91	教 育 、 学 習 支 援 業	177	1,683,532	99.65	0.84	1	2,683	20.36	0.15
69	556,130	695	6,547,946	93.93	9.13	サ ー ビ ス 業	2,827	20,191,736	96.14	10.13	19	66,164	37.98	3.81
		31	264,192	104.16	0.37	そ の 他	205	1,489,115	89.76	0.75				
483	6,656,731	5,355	71,728,613	94.48	100.00	合 計	19,873	199,301,449	95.22	100.00	212	1,735,529	100.38	100.00

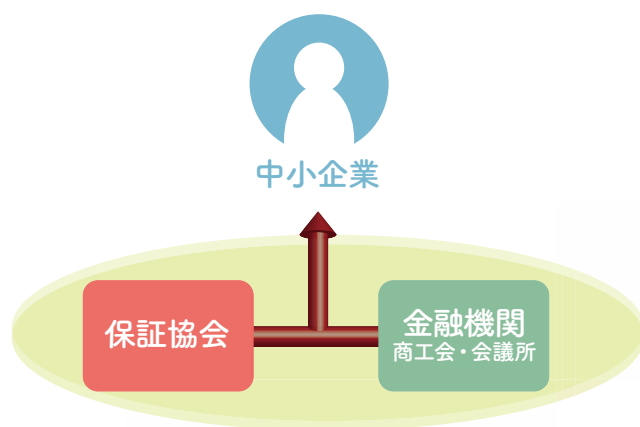
*前年実績なし

組織・事務分掌

令和7年4月1日現在



地域の中小企業の発展と 繁栄を積極的に応援!!



佐世保支所

本 所



中小企業のサポーター

長崎県信用保証協会

NAGASAKI GUARANTEE

本 所

〒850-8547 長崎市桜町4番1号（長崎商工会館内6F・7F）

代 表TEL 095 (822) 9171

7F/FAX 095 (824) 1067 6F/FAX 095 (827) 0519

佐世保支所

〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号

TEL 0956 (23) 3295 FAX 0956 (25) 5897